

令和3年度第1回門真市立図書館協議会

令和3年7月20日（火）
午後4時30分～午後5時45分

議事録

会場 門真市立図書館 2階会議室

出席委員 湯浅委員、木下委員、宮田委員、藤本委員、満永委員、
清水委員、石井委員、東田委員、下岡委員

事務局 水野市民文化部長、山市民文化部次長、牧菌図書館長、
隈元生涯学習課長兼図書館参事、入江館長代理、
岡本門真市民プラザ分館長、竹本主任、山本主査

傍聴者 なし

案件 (1) 委員長、委員長職務代理の選出
(2) 令和2年度事業報告について
(3) 令和3年度事業計画及び予算について
(4) 門真市立図書館運営方針について
(5) その他

事務局：定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度第1回門真市立図書館協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さま、大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。私、門真市立図書館館長代理の入江でございます。よろしくお願いいたします。

本協議会は、図書館法第14条第2項の「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」とする規定に基づき、開催しております。

では、本日の会議は、7月からの新たな委嘱をさせていただいてから初めての会議であり、委員の変更もございますので、事務局より委員の皆さま方をご紹介させていただきます。

委員は門真市立図書館協議会条例第2条第2項により学識経験のある者、学校教育の関係者・社会教育の関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者で構成されております。お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

追手門学院大学国際教養学部教授の湯浅 俊彦 委員でございます。

大阪大谷大学文学部教授の木下 みゆき 委員でございます。

大阪府立門真なみはや高等学校 校長 宮田 幸四郎 委員でございます。

門真市立第三中学校 校長 藤本 幸二 委員でございます。

門真市立砂子小学校 校長 満永 誠一 委員でございます。

門真市立砂子みなみこども園 園長の清水 玉美 委員でございます。

門真市PTA協議会の石井 春香 委員でございます。

ボランティア団体絵本ことの葉会の東田 妙子 委員でございます。

育児サークルちびっこまんクラブの下岡 晶子 委員でございます。

本日は委員の皆さま全員のご出席となっております。委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、門真市立図書館協議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

また、併せまして事務局の職員につきましてもご紹介させていただきます。

市民文化部部長の水野でございます。
市民文化部次長の山でございます。
図書館長の牧菌でございます。
生涯学習課長兼図書館参事の隈元でございます。
市民プラザ分館長の岡本でございます。
図書館主任の竹本でございます。
図書館の山本でございます。
最後に私、図書館館長代理の入江でございます。皆さま、よろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして部長の水野よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さん、こんにちは。令和3年度の第1回目の図書館協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
委員の皆さまにおかれましては、平素より市政全般にわたり、とりわけ図書館行政にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。
また、本日はお忙しい中、そしてお暑い中、ご出席を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本日初めて本協議会にご出席していただく委員の方もいらっしゃいますが、本市ではこの図書館本館と、中町にごございました文化会館の建て替えに伴いまして古川橋駅前に図書館と文化会館の機能を合わせもった生涯学習複合施設を建設し、令和6年度以降、指定管理者が運営によりまして、市直営の図書館とあわせて2館体制となることが決定しております。
今年度の会議では、新体制である2館の門真市立図書館の運営方針を定めるにあたりまして、それぞれの館の特性等を踏まえ、委員の皆さま方に様々なご意見を頂戴いたしたいと考えております。
そのため、大変恐縮ではございますが、例年より多い回数の会議を開催させていただき予定をしておりますので、委員の皆さま方におかれましては、なにとぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。
簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。
それでは案件1に入ります。
本日は、新委員による第1回目の会議ですので、まず、委員長、委員長職務代理の選出を行いたいと思います。
選出方法につきましては、門真市立図書館協議会条例施行規則第2条第1項に基づき、互選となっております。どなたか委員長、委員長職務代理をお引き受けいただくか、ご推薦はありませんでしょうか。

委員：はい。

事務局：お願いします。

委員：これまで委員長、委員長職務代理は、小・中学校の校長先生が歴任されているとお聞きしています。委員長には、以前から委員長をされ、会議の流れをご存じの藤本委員を、委員長職務代理には満永委員を推薦いたします。

事務局：ありがとうございます。ただ今、委員長には藤本委員を、委員長職務代理には、満永委員を、と推薦をいただきましたが、ご異議がなければ拍手をもって承認の確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

[拍手]

事務局：ありがとうございます。皆さまのご賛同を得まして、委員長には藤本委員、委員長職務代理は満永委員にお願いしたいと思います。

それでは、藤本委員長、委員長席の方へお願いいたします。

早速ではございますが、委員長、一言、就任のご挨拶をお願いいたします。

委員長：はい。失礼します。

昨年度に引き続きまして、委員長を務めさせていただきます、門真市立第三中学校校長藤本幸二と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本協議会が円滑に、活発に進められますように、委員の皆さま方のお意見をいただきながら、進めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは次の案件に移りますが、その前に資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしております資料は、会議の次第、図書館協議会委員名簿、座席表、令和3年度職員構成表そして門真市立図書館協議会会議資料としまして、

資料1 令和2年度門真市立図書館事業報告

資料2 令和3年度門真市立図書館事業計画及び予算

資料3 令和3年度図書館行事（案）

資料4 門真市立図書館運営方針について

以上、4点となります。

お手元がない資料はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

また、門真市立図書館協議会の会議公開要領に基づき、本会議は公開することとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、委員長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいております。

すので、予めご了承ください。

それでは以降の進行を委員長よりお願いしたいと思います。藤本委員長、よろしく
お願いいたします。

委員長：はい。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

案件（２）「令和２年度 事業報告について」、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：パワーポイントを使わせていただきます。準備させていただきます。お待ちください。

それでは、「令和２年度 事業報告について」、説明させていただきます。

まず資料１の、令和２年度門真市立図書館事業報告をご覧ください。

２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和２年３月５日から臨時休館を継続しており、５月３１日までのうち、３月６日から４月７日までと５月１９日から３１日まで本館において予約本の受け渡しのみを行ってまいりました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが図書館本館の入口です。ソーシャルディスタンスを保つために間隔をあけて並んでいただくように準備いたしました。

こちらが、貸し出しをしている窓口です。出入口付近にパソコンを移動して貸し出しを行っております。

こちらはカウンターのビニールカーテンの様子です。開館当初です。

一部制限つき開館後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため購入した除菌機です。

図書除菌機は１階に設置しております。分館にも設置しております。

資料に戻ります。まず、１ページ目でございますが、図書館活動事業についてです。貸出冊数については、臨時休館の影響もあり、大きく減少しております。登録者数は、９年間資料の貸出のない利用者を除籍したところ、新規登録者分を上回り、減少しております。

参考業務件数は、令和元年度からの数字には、臨時休館中の電話による調査回答も含まれております。国立国会図書館デジタルコレクションの利用は、１４件ありました。

図書館で調べてみよう「としょかんクイズ」は、児童コーナーに設置したボードに司書がクイズを掲示し、正解であれば記念品を渡しています。普段、小学生の利用の少ない参考資料室で、子どもたちが誘いあって参加しており、本から情報を見つけ出す喜びにつながり、図書館へ来館するきっかけにもなっております。

電子書籍につきましては、令和２年１２月２２日から電子図書館サービスを開始しております。電子書籍コンテンツのタイトル数は９５２点で、貸出点数は６５０点となっております。

予約については、新しい生活様式の影響と思われますが、インターネット予約の件数が増加しております。電子書籍の予約は78件でした。

次に、2ページをご覧ください。

図書館フェアは、例年5月末に開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策をとり、11月の開催となりました。リサイクル市は、整理券を配布して人数や時間制限を設けるなどの対策を行いましたが、大きな混乱もなく、前年度の7割程度の方が来場されました。

スクリーンをご覧ください。

一般書・児童書別貸出冊数と人口の推移、また、市民一人当たりの貸出冊数をグラフにしたものです。門真市の人口は、毎年約1,000人の減少がみられます。右のグラフの「市民一人当たりの貸出冊数は、北河内7市の平均と比べたものです。2020年度は、各市の状況がまだ把握できておりませんので、2019年度までとなっております。2019年度の1年間、守口市は休館中でしたので貸出がない状態であることと、臨時休館の影響で北河内7市の平均貸出冊数が減少しております。

こちらが、としょかんクイズのボードです。

図書館フェアの様子となっております。

資料に戻ります。

子どもの読書活動推進啓発事業についてです。まず、図書館見学については、6月は、先生のみ来館していただき、先生から学校で図書館の紹介をしていただきました。11月は、複数のグループに分かれて来館していただきました。

夏休みの行事として定着しております一日図書館員は、8月に行いました。

スクリーンをご覧ください。

こちらは、図書館見学の様子です。

こちらが、一日図書館員の様子です。カウンターとおはなし会、本のカバーをつける装備を体験してもらっています。

資料に戻ります。

読み聞かせ・手作り等行事は、予定していたものは6月まではすべて中止となり、7月からは人数を制限して行いました。12月からは中止となった行事もありますが、対策を取りながら、開催いたしました。

次のページをご覧ください。

ブックスタートにつきましては、読み聞かせを中止しておりますが、絵本を読んであげることの大切さを伝えながら、絵本のプレゼントを引き続き行っております。

「出張おはなし会」は、柳町園にボランティアの方々が訪問し、おはなし会を行いました。

「本のおたのしみ袋」は、夏の行事として、昨年度と同様に行いました。

8月に、「こわーいおはなし会」、12月には、「ぬいぐるみのおとまり会」を行いました。3月に行った「春の手づくり遊びの会」は、今回初めて、寝屋川市自然を学ぶ会の方々を講師に招いて行いました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが、分館のおはなしの広場スペシャルの様子です。

親子で楽しむ紙芝居とおはなしの会の様子です。

ブックスタートの会場の様子です。

こちらがこわーいおはなし会の様子です。

こちらはぬいぐるみのおとまり会で、参加者に配っている記念品となります。

こちらが、春の手づくりあそびの会で作った工作物です。

資料に戻ります。

4ページの展示会は、司書が様々な工夫を行い、資料を集めており、利用者の方からは、毎回、展示会を楽しみにしているとお声もいただいています。

また、歴史資料館、人権市民相談課、大阪乳児院里親支援機関おむすび、門真はすはな中学校から共催展示の提案があり、記載のと通りの日程で行いました。

「書庫開放」は、普段、市民の方が見るできない書庫を開放し、自由に閲覧していただきました。

自殺予防講演会「心の健康を支える絵本」は、絵本作家の夢ら丘実果氏と作家の吉澤誠氏をお招きし、門真小学校と、第五中学校で開催しました。

「本の森の小さな音楽会」は、例年大変好評の行事となっております。ヨガ体験でリフレッシュは、9人の参加がありました。

スクリーンをご覧ください。

こちらが、一般書の展示会の様子です。

こちらが、人権市民相談課と行った戦争と平和の展示です。

こちらが、大阪乳児院里親支援機関おむすびと行った展示です。

こちらが、門真はすはな中学校との共催の展示会です。

こちらが、自殺予防講演会の様子です。

こちらは、音楽会の様子です。

こちらが、ヨガ体験でリフレッシュの様子です。

資料に戻ります。

次のページをご覧ください。

他課共催事業としまして、学校図書館司書と毎月連絡会を行っております。「えほんTime@WESS」は中止となった回もありましたが、ボランティアの方が女性サポートステーションで行っております。

「歴史資料館見学会」は、生涯学習センターからの依頼で、歴史資料館の見学会の後、「参考資料室・参考資料の紹介」を図書館で行いました。

「オリジナルブックカバー作り」は、青少年活動センターから依頼があり、本の貸出と、本に関する話をいたしました。

FAct Eat Kadoma につきましては、門真市駅周辺エリアリノベーション社会実験のために行われたもので、「えほんのひろば」は、子どもたちを対象としたイベントとともに柳町公園で行いました。2日間ともに、好天に恵まれ、初めての屋外での開催となりましたが、来場者の方には大変喜んでいただきました。

スクリーンをご覧ください。

こちらは、「参考資料室・参考資料の紹介」の様子です。

こちらは、「オリジナルブックカバー作り」の様子です。

こちらが、柳町公園で行われました「えほんのひろば」の様子となっております。

資料に戻ります。

図書館内部研修は、今年度、図書館司書セミナーを動画配信で、「著作権研修」を主に受講いたしました。例年、行っている職員研修では、「参考資料室郷土資料紹介」を行いました。大阪府立図書館の出前講習会は、学校司書の方々の要望をお聞きしたテーマに沿って行っていただきました。図書館新システム研修会としては、ホームページ作成などに関わる「アクセシビリティと著作権講習」を受講いたしました。

生涯学習支援事業といたしまして、朗読ボランティア養成講座です。こちらは毎年実施しており、朗読ボランティアの養成と同時に朗読技術の向上を図っております。対面朗読につきましては、朗読ボランティアの皆さまのご協力のもと令和2年度は、音源を録音したものを提供するなどの工夫を行い、実施いたしました。

「朗読で楽しむ文学の世界」は、大人のための朗読会です。例年、初夏と秋の開催となっておりますが、令和2年度は初夏が中止となり3月のみの開催となりました。こちらは、対面朗読ボランティアの方の発表の場ともなっております。

スクリーンをご覧ください。

こちらが、大阪府立図書館の、学校司書を中心とした研修会と、出前研修会となっております。

こちらが、「朗読で楽しむ文学の世界」の様子です。

以上が令和2年度の事業報告でございます。よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。ただ今事務局より説明がありました「令和2年度 事業報告について」に関しまして、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員：質問ですが、まず、電子図書館サービスが2020年12月から始まって、いまのご報告では650点の貸出冊数、そしてタイトル数は952点ということで、ここに書かれています。この協議会で何回か発言させていただいておりますが、読書バリアフリー法、すなわち「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が2019年6月から公布、施行されておまして、第3条に、「アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充、質の向上が図られること」ということが規定されています。そこで、気になるのが、このタイトル952点あるわけですが、このうち、音声読み上

げ対応をしているものがどれくらいあるのか、教えていただければと思います。

委員長：はい、お願いします。

事務局：すみません。現時点で把握できておりません。後日回答とさせていただきたいのですが。一部は読み上げができないということは了解しています。

委員：やはり、どうしても音声読み上げができていないものと、PDFファイルの状態の、もちろんPDFファイルでもそこに透明テキストが貼り付けてあって読めるというのも有り得るのですが、基本的には画像みたいな形になりますね、いってみればデジカメ写真で本を見ているようなもので、まったく読み上げができない。この場合は視覚障がいの方や発達障がい等で識字障がいのある人たちにとっては、せっかく電子書籍で提供されているのにも関わらず音声読み上げができない。特に今の視覚障がいあるいは発達障がいの方の多くは昔の点字というものではなくてパソコン等を使われている方のニーズが非常に高いので、せっかく導入したのであればアクセシブルな電子書籍、法律にまさに定められているように、量的拡充、質の向上というものが求められているので、そのあたりを、せっかくでしたら是非増やしていただくほうがいいのではないという気がいたします。以上です。

委員長：はい。ということですので、よろしく願いいたします。
ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。
はい、お願いいたします。

委員：今回も新型コロナウイルスの感染予防のために、3月5日から5月31日まで臨時休館とのことでしたが、去年は初めてのことで仕方がないなと思いましたが、やはりもう少し今年は、予約の本の受け渡しはしていただけたということですが、利用者はどの程度ありましたか。私は子どもを相手にしていますので、寝屋川市の図書館は、「先生、15分ほどの滞在で開いてましたよ」という情報もいただいたりしました。「門真市はまだ閉まっているのですか」と言われてしまったので、そのあたり、今後、まだまだ感染者数も多いですし、また同じことの繰り返し、また閉まっているのかと、がっかりしたという声をたくさんいただいたという報告をさせていただきたいと思います。
予約というのは、難しくはないとは思いますが、どのぐらいの利用がありましたか。

事務局：すみません。現時点では数字は把握しきれておりませんが、多いとき、土日などは、200冊いっていたときもありましたので、それなりに、同じ方が来られるということもありますが。

委員：子どもさんは来られますか。

事務局：子どもさんは来ませんが、親御さんがお子さんの本を借りていくのは見受けられました。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。ほかにご意見は、はい、お願いします。

委員：すみません、感想になってしまいますが、開館が再開されてから、主に4ページに、企画展示をなさっていますが、今回はコラボ展示や共催展示というご報告が多いように思います。これはやはり単独でなさるよりもまさに門真市内の社会資源や、官民含めていろいろなところとコラボレーションされることによって図書館の活動が広がると思いますので、今後も続けていただければと思います。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。ほかにご意見ご質問はございませんか。はい、お願いします。

委員：事業報告の、5ページの、朗読ボランティアのことですが、対面朗読にしても、「朗読で楽しむ文学の世界」といった様々な催しがありますが、現在、例えばここの中から録音図書制作とか、そういった人たちも出てきているのでしょうか。それとも一般的に全国的に、いわゆるボランティアの高齢化によってなかなか朗読ということと、比較的次の新しい世代が朗読のほうになかなか入ってこないという傾向があるように伺っていますが、こちらの場合実態はどのようなになっているのか教えていただければと思います。

事務局：私からお答えさせていただきます。ボランティアは高齢化の傾向がみられます。また受けておられる方も高齢の方が多く、新規の、以前この場でご意見をいただいた経緯もございまして、どのように新規の方に声かけをしていくかといった中で、障がい福祉課等にチラシを持って行ったり、健康増進課で配布をお願いしたりといった状態ではあります。録音は、ご希望があれば録音しているような状態ですので、昨年度に関しましては、ご希望のパフレットを読んでいただきたいということで、録音したものを郵送しているというような状態でした。

委員：ありがとうございます。

委員長：はい、ありがとうございます。ほかにご意見ご質問はございませんか。すみません、前からいいですか。質問させていただきます。

門真小学校と第五中学校が自殺予防講演会をされたところに書かれていますが、教員及び生徒たちの感想というのはどんな感じだったのか伺いたいです。

事務局：自殺予防という難しいテーマに関して、講師の話を通じて、得がたい機会を得られたと。講演していただいて感想文という形で生徒と学校の先生がキャッチボールをする中で「実は、先生、言えなかったんだけども」というような、いじめや自殺

の早期の発見にもつながったというような形でお話しを伺っております。

委員長：ありがとうございます。ほかにございますか。

委員：国立国会図書館デジタル化資料送信サービスですが14件と最初におっしゃられましたが、ずいぶん少なすぎると思います。これについては、利用者に対して、あるいは普段利用はしていないけれどもそういうことが利用できるのであればというような潜在的な利用者も含めて、何か働きかけといたしますか、広報をできないのかなという気はしています。基本的にインターネットで無償で公開しているものが50万点で、絶版等の理由で市場で入手できないものが150万点ということで200万タイトルもの国立国会図書館の所蔵資料でデジタル化されているものが読める。しかも著作権法の範囲内でプリントアウトもできるという非常に便利な制度で、しかも新型コロナウイルス感染症拡大の中で著作権法が改正されまして、著作権法自体は前から改正されているんですが、運用をめぐって、補償金を払えばさらに家庭にいてもこれを読むことができるような形に、だんだん方向性としてはもっていくというところですので、現在あるサービスが14件しか、これは14人が14件なのか1人が14件なのか分かりませんが、いずれにしてもこれは少なすぎるのではないかと思います。何らかのチラシなり働きかけが必要なのではないかと感じました。いかがでしょうか。

委員長：はい、お願いします。

事務局：はい。チラシ、ポスター等でPRはしていますが、なかなか利用につながっていない状況です。以前この場でご意見をいただいた経緯もございまして、今年度デジタルサービスに関して、国立国会図書館のデジタル送信サービスと電子図書館の講習会をしたいとは考えておりまして、コロナ禍の中でなかなか、まだ、この日にやると打ち出せていませんが、できれば今年度中にそのような形で行いたいと考えています。

委員：すみません。ホームページもすごく見やすく、ホームページのリンクといたしますか案内のいくつかにも、デジタル送信サービスのこともアップされていますが、なかなか。そうですね。

委員：要は、具体的に何か、こういう発見ができるみたいな事例がいっぱいあって、そんなことができるのかというのがないと、こういうサービスがありますとあっても何のことか分からないというのが正直なところだと思います。

委員：利用方法みたいなものを、講座みたいなものをされたら、古い漫画の原本などもそのまま読めますので、知る人ぞ知る、だともったいないですし、インターネットで自由に送信できるコンテンツよりも、とても多いですもんね、図書館送信になりますと。

委員：はい。

委員：何か利用方法などをご案内なさるようなのを、一つのイベントというか講座になさると少しは広がりますよね。こちらの図書館は導入が早かったと思います。図書館送信。是非そのようにお願いします。

委員長：はい、何か。

委員：余談ですが、私どもの追手門学院大学では、全国で、静岡大学と京都大学ともう一つと、四つぐらいしかないとと思いますが、国会図書館の送信サービスのデータをOPAC、オンライン閲覧目録に全部取り込んで、連携しています。検索してヒットするのですがそれは追手門学院大学の図書館にあるものではなくて、国会図書館のデジタルコレクションにちゃんとありますということで、そこで書誌詳細が見られて、かつ、それが専用端末で閲覧してもらってプリントアウトもできるという、非常に、いいことが目の前にあるのに、その探し方というかそこが分からないのでOPACに連携させることによって利用を増やしています。これはまだなかなか公共図書館ではたぶんどこもやっていないと思います。むしろどこもやってないのでこんど古川橋の生涯学習複合施設とか、そういうこともあるので、門真でやると第1号にですね、すごいことになると思います。いずれにしても市民的価値が、ただ本を借りるというだけではなく、そういった情報、資料が、しかも国立国会図書館の所蔵資料が見られるという、そういう方向性を、追求すればなかなかいいのではないかなと感じました。以上です。

委員長：ありがとうございます。ご検討いただけたらと思います。
ほかにないようでしたら、案件3に移りたいと思います。
案件(3)「令和3年度 事業計画及び予算について」、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：令和3年度事業計画及び予算についてご説明いたします。
お手元の資料2をご覧ください。

表の見方としましては、中央に事業内容、右側に事業内訳と今年度予算、そして前年度予算と増減額を記載しております。

図書館活動事業につきまして、会計年度任用職員の報酬、図書館業務システムや清掃、警備等の業務委託料、そして図書費がございます。

委託料は、清掃委託料が減額されたものの、令和3年3月に図書館業務システムがクラウド型に更新され、システム委託料が増額となり、全体としては319万6千円の増額となっております。

消耗品費は、トナーやブックカバーが減額され、雑誌1タイトルの減少となりました。

また、図書等資料の収集について、備品・図書費は、昨年度同額の1,420万円の予算であるものの、AV資料や新聞・雑誌等はそれぞれ減額となっております。

次に、図書館協議会につきまして、今後の図書館の運営方針策定等のため、5回開催する予定としており、委員の皆さま方のご協力をお願いするものでございます。

次に、生涯学習複合施設整備等アドバイザー業務につきましては、指定管理者候補者等と基本設計者のそれぞれの選定支援を、建設コンサルタントが行うものであり、令和2年度に予算計上されておりました。選定につきまして、指定管理者は終えたものの、新型コロナウイルスの影響により、基本設計者が令和3年度になるため、予算を次年度に繰り越したものです。

次に、子どもの読書活動推進啓発事業につきまして、従来のおはなし会、4カ月児健診時に絵本をプレゼントして、読み聞かせを行うブックスタートなどを実施しております。過去実績からブックスタート対象者数を700名から600名に変更した結果、6万8千円の減額となりました。

次に、展示会・講座等開催事業につきまして、令和2年度に絵本の読み聞かせによる自殺予防講座を小中学校で実施しておりましたが、令和3年度の事業内容は例年に戻るため、3万5千円の減額となります。

次に、生涯学習支援事業につきまして、「朗読ボランティア養成講座」「朗読で楽しむ文学の世界」を実施しており、昨年同様、5回の講座を実施いたします。

最後に、電子書籍サービス導入事業につきまして、前年度の図書館協議会を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金により、子どもたちの学びを支援する学習参考書や、大人向けの語学や資格試験に関する書物など、令和2年12月より稼働しており、本年度も継続的に整備するものです。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の事業計画及び予算についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長：ありがとうございました。ただ今事務局より説明がありました「令和3年度 事業計画及び予算について」に関しまして何かご意見ご質問はございませんか、

事務局：すみません。併せまして令和3年度の行事の説明もさせていただきたいと思っております。

委員長：はい、お願いします。

事務局：お手元の配布資料、「令和3年度職員構成表」の人員体制をご覧ください。今年度はこちらで図書館事業を取り組んでまいりたいと思っております。続きまして、資料3の「令和3年度図書館行事（案）」をご覧ください。6月20日までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため行事の開催中止、

または延期となっております。

6月は、26、27日に、市民プラザで図書館フェアを開催いたしました。昨年度同様、例年の7割程度の市民の方が来場され、26日には、子ども向け行事である人形劇がございました。

7月は、10日に、本館で「夏のおはなし会 おはなしの広場スペシャル」を行い、13人の参加がございました。

8月は、「一日図書館員」「手づくり遊びの会」「こわいおはなし会」を開催いたします。

夏休み、冬休み、春休みの学校休業時には、毎年開催している絵本の読み聞かせを中心としたおはなし会を実施しており、これらは、ボランティアの方々との協働による行事となります。

9月は、歴史資料館と共催で、「歴史講座」を開催いたします。

秋以降には、乳幼児と保護者向けに絵本を通じた親子のふれあいを目的とした講座や、ボランティアの方のための講習会、書庫開放、大阪樟蔭女子大学の学生と連携して、お話や手づくり遊びを取り入れた子ども向けの行事「グリム絵本館」などを予定しております。

定例の行事としましては、下の枠外に記載しておりますように、本館・分館ともに、水曜日・土曜日の読み聞かせ、乳幼児向けには、月に1回、「赤ちゃんふれあい絵本タイム」と、ブックスタート会場での読み聞かせを行っております。

令和3年度図書館行事についての説明は以上でございます。

委員長：はい。ご質問ご意見はありませんか。お願いします。

委員：すみません。電子書籍の導入は令和2年は導入時には国の新型コロナ対策の地方創成臨時交付金を充当されたと思いますが、それは、令和3年度からは門真市としては予算執行となるということですか。

事務局：令和3年度も実は臨時交付金を頂戴しまして、今回のコンテンツの充実にも臨時交付金を活用させていただいております。

委員：国予算の。

事務局：国予算です。

委員：国予算の継続ということですね。

事務局：はい。

委員：三角のマイナスを足しても、この電子書籍の経費にならないので大丈夫かなとびっくりしました。

事務局：ありがとうございます。

委員長：はい、お願いします。

委員：同じく、その電子書籍サービス導入事業の件でお聞きしたいのですが、いわゆる商業的なコンテンツ、一般に売られているような電子書籍のタイトルを選んで提供していると思いますが、たぶん今のシステムの中には独自資料を制作することが可能だと思います。その独自資料の部分の、例えば10ギガバイトの契約をしていて、もし独自資料を作るとしたら何百冊分かの冊子、いわゆる紙でいえば100冊の本とか200冊の本とかそういったものが電子図書として作れますよと、そういう計画を立てるとか、そういったところはどうなっていますか。要するに独自資料のどれだけの容量をいくら払って活用されているのでしょうか。

事務局：ギガの制限に関してはまだ詳しいことはお伺いしてなくて、郷土資料の作成方法は聞いております。「広報かどま」はうちのほうで作成したものをアップしてありますが、郷土資料に関しては市史類をスキャンしてアップできたらいいなというようなことは内部では話しています。

委員：なるほど。つまり私が申し上げたいのは、これは予算というのは、電子書籍というか、一般的には商業出版物を購入して紙と同じように電子で買っているだけということで、しかもそれは1アクセスで、1人が借りているとその人が返さないと次の人は借りられない、せっかく電子書籍というのは、実は100人でも1,000人でも借りようと思えば借りられますが、それは商業出版社との関係で1アクセスになっていて、お金を払う、こういうことになるんですね。

図書館の様々な利用者サービスを電子図書館サービスというのは、実は、その中の一部分に電子図書館というのがあって、商業出版の電子書籍を貸し出しているだけではなくて、今ここで述べられている様々なイベントですね、おはなし会やいろいろなイベントがあるわけですが、そういったところで作られるものといいますか、例えば絵本を作りますとか、絵画を作りますとか、それは電子書籍化して電子図書館に入れて、そして作った人たちの作品がその電子図書館を豊かにしていくとか、そういうことが可能です。その独自資料に何ギガバイトを充てるかということで、仮に100万円をそこで払って、例えば市内でコンクールをして絵本の優秀なものをどんどん集めて、それを電子図書館に入れるとか、あるいは行政資料のうちの今は「広報」ですがそれ以外の様々なものを計画をたてて、令和3年度はこういったものを電子化していく、令和4年度はこういったものを電子化していく、というように、市の総合計画にマッチした形で、何か、安心安全なまちづくりとか、あるいは図書館での学びを高めるとか、そういった様々なことに関する独自資料の制作をこの予算、商業出版の購入とは別だてで、そういうものを作っていくような予算の方式をとれば、まったく電子図書館の考え方というものを考えることができると思います。

そういう意味でいくと、事務局に、当日で失礼でしたが無理を言って2枚資料を皆さんに配布させていただきましたが、本を読むだけではなくて本を作る時代をコン

セプトに、こういうことができますということを、ちょうど実践的にやっているものですから、これは、Romancer（ロマンサー）というシステムがあって、Word（ワード）で作った文章を、それこそボタンひとつでEPUB3（イーパブスリー）という国際的な世界標準の電子書籍の標準フォーマットに簡単に変換できます。それを電子図書館サービスの、今、門真市が入れているところで、作られた本をそこへ入れていくと、EPUB3というのは、要は、音声読み上げや本文検索ができる仕組みになっていて、PDFファイルにしてしまうとそれができないけれども、EPUB3で作れば、簡単にできるわけですから、まさに読書バリアフリー法に適合するというか、しかも、本文から検索もできる。そうすると、市のいろいろな発行物、刊行物、あるいは市民が作った様々な出版物を、まとめてそれを電子図書化することも可能です。そういった、ただ、商業出版物を予算が少ないのでこれだけしか買えなかった、タイトル数はこれしかないというのではなく、いわば無償のものをたくさんアップする。この場合はアクセス数が100になろうが1,000になろうが、全然問題はないので、その組み立てみたいなのがこの予算の中に反映させていくと、新しい、門真らしい、政策みたいなものが打ち出せるのではないかと思いました。ご検討いただければと思います。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。またご検討をよろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、案件4に移ります。「門真市立図書館運営方針について」、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：それでは案件4「門真市立図書館運営方針について」、ご説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

本日資料4としてもお手元にお配りしておりますので見やすいほうをご覧ください。ければと思います。

まず「はじめに」といたしまして、これまで門真市立図書館は、平成31年3月に策定いたしました「門真市図書館サービス計画」に基づき、運営してまいりました。そして計画期間のおおむね5年の間は、この計画に基づき、門真市立図書館全体を運営していくことには変わりはありません。

しかしながら、これからご説明する社会環境やニーズの変化、そして門真市立図書館の体制の変化など、門真市立図書館を取り巻く環境・ニーズに大きな変化が起きております。また、市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」においては、サービス計画策定当時の第5次総合計画にはなかった「持続可能な開発目標（SDGs）」に向けた取り組みとしての視点が新たに取り入れられ、各施策においてもその視点に基づき取り組みを進めていく必要がございます。

このような、門真市立図書館を取り巻く状況の変化を踏まえまして、「門真市図書館サービス計画」を引き続き運営の基本的な方針としながらも、今後、図書館運営に反映させていくべき新たな視点を門真市立図書館運営方針として、この度、策定させていただくことといたしました。

続きまして、門真市立図書館運営方針の策定の理由について、具体的にご説明させていただきます。大きく分けまして、「図書館を取り巻く環境・ニーズの変化」と「門真市立図書館の体制の変化」の2点でございます。まず、「図書館を取り巻く環境・ニーズの変化」として3点挙げております。

1点目は社会の多様化でございます。

近年、個人の価値観やライフスタイルが著しく多様化しております。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、その17の国際目標の基本的な理念として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」が掲げられ、世界的に取り組みが進められており、先ほど少し触れましたとおり、門真市の総合計画においてもSDGsに向けた視点が入れられています。日常生活や、職場などの組織の中でも、それぞれの違いや価値観を受け入れ、一人一人がその考え方や能力を認められ活躍できる環境を整えていくとする「ダイバーシティ&インクルージョン」の考え方が重要視されています。また、2019年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立し、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けることのできる環境を整えていく必要があります。

このように、国籍、年齢、性別、身体的特徴だけでなく、価値観、ライフスタイル、考え方、趣味嗜好、働き方などの多様性が今後ますます広がっていく中で、従前よりも多様化すると想定される人々のあらゆるニーズ、あらゆる利用スタイルに対応可能な滞在型の情報拠点となる必要があります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策下における生活の変化でございます。

新型コロナウイルス感染症対策下におきましては、身体的距離の確保や3密の回避、買い物、会食、通勤通学などのあらゆる面でのオンライン化など、「新しい生活様式」への転換が進み、人々の日常生活や働き方が大きく変化いたしました。このことから、図書館の休館や来館困難な状況であっても、インターネットやデジタルネットワーク技術の活用により、図書館資料へのアクセスを保障することが重要視されておりますとともに、来館される方に関しては、非接触型の図書館サービスの提供や在宅勤務・テレワークの代替スペースとしての空間の活用ニーズなど、ポストコロナ社会への対応が求められております。

先ほどから何度かお話しにも上がっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえまして、本市でもすでに、昨年12月22日より「かどま電子図書館」を開始しております。今後、コンテンツ数の充実や、郷土資料のデジタルアーカイブ化による提供など、非来館型の資料提供についても、積極的に行ってまいりたいと考えております。

3点目はデジタル化・AIの発達でございます。

近年、デジタル技術の進歩、AIなどの最先端技術の開発が進み、これら技術の活用による業務の効率化はもちろんですが、子どもから高齢者まで、障がいの有無に

関わらず、全ての方にとって利用しやすい図書館サービスの提供が求められており、これらの技術を積極的に活用した図書館サービスの質の向上、アクセシビリティの向上に努めていく必要があると考えております。

他市で導入されている機器の写真です。非接触型の図書館サービスと関連があるものもありますが、ICタグを利用した自動貸出機やブックディテクションシステム、利用者が予約した本をセルフで貸し出し可能な予約棚や閉館している時間でも予約した本が受け取れる予約本受取機です。

また、写真はございませんが、他市の先進的な取り組みの事例といたしまして、利用券をバッグに入れながらゲートを通り抜けるだけで貸出手続きが可能なウォークスルー型の自動貸出システムや、メッセージアプリの「LINE」を利用した、利用者の質問にAIが自動で答えるAIチャットボット、画像解析AIが蔵書点検を行うシステムや、「不明本の検索」、「予約本のピックアップ」「蔵書点検」などの業務支援を行うロボット、眼鏡に装着し、読みたい文章を指さすだけでデバイス搭載のカメラが文字をキャプチャーして読み上げてくれる「AI視覚支援デバイス」、本を耳で聴く「オーディオブック配信サービス」など、他市図書館では、実証実験をされながら、こういった技術を取り入れ、業務の効率化、サービスの質の向上、アクセシビリティの向上に取り組まれています。

そして策定の理由の2点目として、「門真市立図書館の体制の変化」がございます。現時点ではまだ想定ではございますが、門真市民プラザにおいて、市直営館の整備を行うとともに、京阪古川橋駅前にて、(仮称)門真市立生涯学習複合施設の整備を行う予定としております。複合施設につきましては、指定管理者による運営となりますが、これらのことから、現在の本館・分館の体制から、市の運営する図書館と指定管理者の運営する図書館の2館体制へと体制が変更となりますため、それぞれの良さや特色を活かした運営を行っていく必要がございます。

このような、図書館を取り巻く現状を鑑みますと、図書館に求められる市民ニーズは著しく多様化していることが分かります。また今後さらに多様化していくであろうこれらニーズに対応していくためには、従来の図書館サービスを維持した上で、それだけでなく、2館それぞれにさらに特色を持たせながら、多様なニーズに対応可能な体制を整えていく必要があると考えております。

この体制を整えていくために、冒頭にご説明いたしましたとおり、門真市立図書館運営方針を策定させていただくことといたしました。方針の全体的な素案については、次回、お示しさせていただきたいと考えておりますが、内容の骨子といたしましては、次のとおりでございます。

まず、「門真市立図書館全体的な運営における新たな視点」といたしまして、

- ・多様化するニーズへの対応・居心地の良い滞在型空間の提供
- ・「新しい生活様式」への対応
- ・デジタル技術を活用した図書館サービス・アクセシビリティの向上

先ほどご説明いたしました、社会の変化、ニーズの変化から必要とされているこれらの点につきましては、門真市立図書館全体の新たな視点として運営に反映していくとともに、2館それぞれとしては次のような特色ある図書館運営を目指し、それぞれの良さを活かしながら、多様なニーズに対応していくこととしたいと考えております。

それぞれの特色といたしましては、「知識を深める図書館」と「世界が広がる図書館」としたいと考えております。

「知識を深める図書館」といたしましては、これまでの長年の図書館運営の中で蓄積された知識・経験を活かし、資料の収集・保存、各関係機関との連携等の図書館の責務を全体の司令塔として果たすとともに、人々の生涯を通した「知りたい・学びたい」という意欲、多様なニーズに応える資料・情報を提供する図書館。

「世界が広がる図書館」といたしまして、豊富な蔵書数と駅前立地という地理的特性等を活かしまして、市民の皆さまが、これまで知らなかった何かに出会い、新たな視点、世界が広がっていくような、知的好奇心を引き出す環境を提供するとともに、それらの出会いが様々な交流を促進し、賑わい創出など周辺のまちづくりにも寄与できる場を提供する図書館。

このような、それぞれの特色を持ちながら、運営してまいりたいと考えております。

次回お示しさせていただく予定の素案では、2館それぞれの特色をどのように打ち出していくのか、項目立ててお示しさせていただきたいと考えております。

案件4についての説明は以上です。

委員長：ありがとうございました。

事務局より説明のありました図書館運営方針に関しまして何かご意見ご質問はございますでしょうか。はい、お願いします。

委員：たいへん良いものになってきたなと思います。ちょうど1年前の今ぐらい、もうちょっと前でしょうか、コロナがまるでなかったかのような話ではなくて、それ以降の話としていろいろあるのではないのでしょうかという話しをそのときにしていましたが、本当に中身のある運営方針だなと感じました。以上です。

委員長：ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

ほかにご意見ご質問がないようでしたら、最後に、案件(5)「その他」といたしまして、事務局より何かございましたら、ご説明をお願いいたします。

事務局：その他といたしまして、令和3年度第2回図書館協議会につきまして、ご説明申し上げます。

第2回図書館協議会におきましては、先ほどご説明させていただきました、運営方針の素案などにつきまして、ご審議いただく予定としております。時期は9月頃を

予定しておりますが、日程調整等詳細につきましては後日ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。ただ今事務局より説明のあった内容に関しまして、何かございませんでしょうか。

ほかはないようであれば、本日の案件についてはすべて終了いたしました。それでは事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。

それでは、以上で、案件についてすべて終えさせていただきました。これをもちまして令和3年度第1回門真市立図書館協議会を終了いたします。

委員長ならびに委員の皆さま方、本日は誠にありがとうございました。

(終了)